

国立大学法人和歌山大学教職員等代表委員選出規程

制 定 平成16年 4月 1日

法人和歌山大学規程 第 50号

最終改正 令和 7年 4月23日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）において、教職員等代表委員（以下「委員」という。）が、労働基準法その他の法令が定める労働者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）を選出し、その活動を助けることができるように必要な事項を定める。

(労働組合との関係)

第2条 この規程は、労働基準法その他の法令が定める労働者の過半数で組織する労働組合が本学に生じたときには、その効力を失う。

(委員の役割)

第3条 委員は、互選により過半数代表者を選出する。

2 委員は、過半数代表者の活動を助けるために、協議等を行う。

3 委員は、過半数代表者が本学と協議等を行う際には、過半数代表者を補佐する。

(教職員等代表委員会)

第3条の2 委員は、教職員等代表委員会（以下「代表委員会」）を構成する。

2 最初の代表委員会において、前条第1項に基づき、過半数代表者を選出する。

3 2回目以降の代表委員会は、過半数代表者または3分の1以上の委員の要請に基づき開催される。

4 委員の過半数が解任請求の署名を行い、これを学長に提出した場合は、過半数代表者はその資格を失い、代表委員会において新たな過半数代表者を選出する。

(委員及び過半数代表者の任期)

第4条 委員及び過半数代表者の任期は、2年とする。

2 委員及び過半数代表者が選出後第7条第1項各号に掲げる職に就いたときは、委員及び過半数代表者を退くものとする。

3 任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(選挙)

第5条 委員は、選挙により選出される。

(選挙権)

第6条 選挙権を有する者は、選挙の公示日に、本学教職員就業規則第1条に規定する者（以下「教職員等」という。）とする。

2 学長、理事及び監事は、選挙権を有しない。

(被選挙権)

第7条 被選挙権を有する者は、選挙の公示の日に、教職員等であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 学部長、学環長

(2) 評議員

(3) 地域協働ネットワークセンター長

(4) 食農総合研究教育センター長

教職員等代表委員選出規程

- (5) 災害科学・レジリエンス共創センター長
- (6) 紀州経済史文化史研究所長
- (7) 学術情報センター長
- (8) データ・インテリジェンス教育研究センター長
- (9) キャンパスライフ・健康支援センター長
- (10) 産学連携イノベーションセンター長
- (11) アントレプレナーシップデザインセンター長
- (12) グローバル化推進センター長
- (13) 国際観光学研究センター長
- (14) 日本学教育研究センター長
- (15) 事務局長
- (16) 課長、参事役
- (17) 教育学部附属学校の校長、副校長

2 学長、理事及び監事は、被選挙権を有しない。

(選挙単位)

第8条 本学に、次の各号の選挙単位を設け、各選挙単位の選挙権者は、当該選挙単位の被選挙権者の中から、当該各号に定める数の委員を選出する。

- (1) 教育学部 1名
- (2) 経済学部 1名
- (3) システム工学部 1名
- (4) 観光学部 1名
- (5) 附属学校 1名
- (6) 上記以外 2名

(選挙の公示)

第9条 学長は、委員選挙日の3週間前までに選挙の公示を行う。

(選挙管理委員会)

第10条 選挙の執行のために、第8条各号の選挙単位ごとに選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会委員（以下「選挙管理委員」という。）は、それぞれ3名とする。
- 3 選挙管理委員は、第8条各号の部局の長（第1号から第4号については学部長、第5号については教育学部長、第6号については事務局長をいう。以下この条において同じ。）が、当該選挙単位の選挙権者の中から指名する。
- 4 次条により委員候補者となった者は、選挙管理委員としての資格を失う。
- 5 第8条各号の部局の長は、前項の後任をただちに指名する。

(委員候補者)

第11条 委員候補者になることのできる者は、被選挙権を有し、当該選挙単位の選挙権者3名以上の推薦を受け、かつ推薦を受諾した者とする。

- 2 推薦期間は、選挙の公示の日から10日間とする。
- 3 前項の期間内に候補者となる者がいない場合、選挙管理委員会は推薦期間を延長することができる。
- 4 推薦書の様式及び推薦を受付ける日時等については、そのつど選挙管理委員会が定める。

(選挙の実施)

第12条 2名以上（第8条（6）の選挙単位は3名以上）の候補者がいる選挙単位では、選挙を行う。

2 不在者投票は、認めない。

3 投票所は、選挙単位ごとに設ける。第8条第5号にあっては、附属小学校ないし中学校と附属特別支援学校の2箇所設ける。

4 選挙権者は、所定の投票用紙に1名の候補者の氏名を記載する。

5 次の各号に該当する場合、その投票は、無効とする。

（1）所定の投票用紙を用いないもの

（2）候補者でない者の氏名を記載したもの

（3）氏名の記載がないもの

（4）その他、選挙管理委員会が無効と認めたもの

6 有効投票総数の過半数を得た候補者を委員とする。

7 第1回目の投票で有効投票総数の過半数を得た候補者がいない場合は、上位2名（第8条（6）の選挙単位は上位3名）により決選投票を行う。第1回目の投票の得票数が同じであるために上位2名（第8条（6）の選挙単位は上位3名）を特定できない場合は、得票数が同じである者の間にくじ引きを行い、決選投票を行う候補者を決定する。

8 決選投票において候補者の得票数が同じ場合には、くじ引きにより委員を決定する。

（信任投票）

第13条 候補者が1名（第8条（6）の選挙単位は2名）の選挙単位では、信任投票を行う。

2 不信任票が選挙権者の過半数に達しない候補者は、信任が得られたものと見なし、委員とする。

3 不信任票が選挙権者の過半数に達した候補者は、信任が得られなかったものと見なす。

4 前項の場合には、第5条から前条までの規定を準用し、改めて選挙を行う。

（委員の解任）

第14条 第8条各号の選挙権者の2分の1以上が解任請求の署名を行い、これを学長に提出した場合は、当該委員はその資格を失う。

（欠員の補充）

第15条 第4条第2項、前条及びその他やむを得ない事情により委員に欠員が生じた場合は、第5条から第13条までの規定を準用し、速やかに欠員を補充する。ただし、次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りではない。

（1）欠員の残任期間が6ヶ月に満たないとき。

（2）退任者を含む委員全員が認めるとき。

（不利益取扱いの禁止）

第16条 本学の教職員等は、委員及びその候補者となったことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

（本規程に関する協議）

第17条 学長又は過半数代表者が、本規程の改正を望む場合には、両者間で協議を行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

教職員等代表委員選出規程

2 この規程に基づいて最初に選出される委員及び過半数代表者の任期は、この規定の施行日（以下「施行日」という）からとし、その選出は施行日の前に行うものとする。

附 則（平成17年9月9日一部改正：法人和歌山大学規程第447号）

この改正規程は、平成17年9月9日から施行する。

附 則（平成17年12月27日一部改正：法人和歌山大学規程第467号）

この改正規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第567号）

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日一部改正：法人和歌山大学規程第746号）

この改正規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第935号）

この改正規程は、平成21年7月23日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1030号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成23年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1228号）

この改正規程は、平成23年11月28日から施行する。

附 則（平成24年5月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1333号）

この改正規程は、平成24年5月30日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月16日一部改正：法人和歌山大学規程第1520号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1655号）

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1783号）

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第1915号）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2238号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2441号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2533号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2860号）

この改正規程は、令和7年4月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。